

久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 平成31年2月5日（火）午後1時27分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

1番	藪	内	義	成	
2番	村	田	正	己	
3番	山	本	喜	八	郎
4番	中	西	義	晴	
5番	吉	川	敏	彦	
6番	上	田	幸	子	
7番	田	中	壽	嗣	
8番	内	田	裕	夫	
9番	小	寺		均	
10番	西	村		裕	
11番	南		和	弘	
12番	松	村	敏	彦	
13番	林			勉	
14番	田	口	洋	輔	
15番	曾	束	竹	司	
16番	南		秀	和	
17番	内	田	孝	司	
18番	小	森	保	豊	
19番	茨	木		清	
20番	林		吉	一	

4. 会議録署名委員 3 番 山 本 喜 八 郎
 4 番 中 西 義 晴

5. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	梶 原 哲 郎
農業委員会事務局	田 口 雄 基
産業課	高 橋 華 寿 紀

6. 議 事

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
(3 条許可)
- 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による (一時転用) 許可
申請に対する意見について (4 条一時転用許可)
- 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する
意見について (5 条許可)
- 議案第 4 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
(納税猶予 (入口))
- 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定につい
て (利用権設定)
- 報告第 1 号 農業用施設 (農地法施行規則第 29 条第 1 号) の建築
届出について (農業用施設)
- 報告第 2 号 農地の使用貸借解約通知書について
(使用貸借の合意解約)

7. 会議の経過

(事務局長)

ご案内をしておりました時間より若干早いのですが、けれども、皆さんお揃いになりましたので、はじめさせていただきますと思います。

平成31年第2回久御山町農業委員会定例総会をはじめさせていただきます。はじめさせていただく前に、過日、田中会長のお母様のご逝去され、慶弔の規定に基づき対応させていただきました。田中会長より、皆さまに一言お礼を申し上げたいとお申し出がありましたので、お受けいたします。田中会長、よろしく申し上げます。

(会長)

会長あいさつ

(事務局長)

ありがとうございます。それでは改めまして、本日の出席委員は、農業委員が14名中14名、農地利用最適化推進委員6名中6名で、定足数に達していますので、総会は成立いたしております。

開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

- 農地法第3条の規定による許可申請について
(3条許可) 1件
- 農地法第4条第1項の規定による(一時転用)許可申請に対する意見について(4条一時転用許可)
1件
- 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について(5条許可) 1件
- 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
(納税猶予(入口)) 1件
- 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について(利用権設定) 1件

(会長)

- 農業用施設（農地法施行規則第 29 条第 1 号）の建築届出について（農業用施設） 1 件
- 農地の使用貸借解約通知書について（使用貸借の合意解約） 1 件

議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名をいたします。3 番の山本委員、4 番の中西委員、どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、3 条許可を議題といたします。
受付番号 2 について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議事に入ります前に、さる 1 月 25 日に実施しました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は略します。

- 1 番 藪内委員
- 7 番 田中会長
- 1 2 番 松村委員
- 1 4 番 田口委員
- 1 6 番 南秀和委員
- 1 8 番 小森委員

事務局 2 名と都市整備課 1 名により実施しております。

それでは、議案第 1 号受付番号 2 につきまして議案書 1 ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。こちらの案件につきましては、兄妹間の生前贈与としておるところでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真 1 ページをご覧ください。

また別添でお付けしております農地法第 3 条第 2 項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第 3 条調書のほうもご覧になり審議をお願いいたします。

(事務局)

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願いをいたします。

(●●委員)

議案第1号受付番号2の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

議案第1号受付番号2の説明と報告が終わりました。この件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。それでは特に、ご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号2に許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号農地法第4条第1項の規定による一時転用の許可申請に対する意見につきましてを議題といたします。

受付番号1について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第2号受付番号1につきましては議案書2ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。こちら、転用目的が農産物直売所となっておりますところでございますが、隣のハウスではイチゴの観光農園をなされるというふうにかがっておりますところでございます。

(事務局)

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真 2 ページをご覧ください。

また別添でお付けしております、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書に係る意見書のほうもご覧になり審議をお願いいたします。

これに関連いたしまして、追加で皆さまのお手元に資料 A と書かれた資料をお配りさせていただいておりますので、補足の説明をさせていただきます。A 4 の紙で、右肩に資料 A と書かれたものでございます。タイトルが、観光農園利用者の駐車場の整備はというものでございますが、皆さまのお手元でございますでしょうか。こちらの資料 A につきましては、全国農業会議所のホームページに載っておるものをコピーしたものでございます。

問いといたしまして、農用地区域内においてイチゴ狩り観光農園の開設を予定しています。ところで、この観光農園の利用者のための駐車場について一体的に整備するにはどのような対応が必要でしょうかということで、こちらの答えが下の方にずらずら書いてあるんですけども、赤の下線部のところでございます。農用地区域以外の土地において設置することが適当ですが、周辺の土地の利用状況からみて農用地区域内の土地を対象とせざるを得ない場合は、駐車場としての利用が収穫期の一時的なものであること及び簡易な整備により設置が可能であると判断されることから、農地法上の一時転用許可を受けることにより整備することが考えられます。という回答となっております。こちらに書かれておりますとおり、観光農園用の駐車場を整備する場合は、永久的な転用というのではなくて、そのシーズンごとの一時転用許可を受け直すというようなことが原則であるというようなものになっておるところでございます。

また、この資料 A を 1 枚めくっていただきましたらカラー刷りになっておりまして、これは、国のほうが

(事務局)

示しております農用区域内の農業用施設の明確化
に関しての国の考え方という通知がでておまして、
それをこのような絵にしておるものでございます。今
回の関連するところは、この丸3の農業用施設利用者
のための駐車場等というところが関連しております。
こちら、下線部のところを読ませていただきますと、
農業用施設等の管理や利用のために必要不可欠な駐
車場やトイレ、事務所などは、当該農業用施設に併設
して設置される場合には、農業用施設として一体で設
置が可能、すなわち、永久的な転用が可能というもの
でございます。具体例としましては、こちらの下の絵
にありますような野菜集出荷施設のその施設に伴う
駐車場であったり、事務所、トイレというのは必要不
可欠なものであるもので、一体的にこちら赤枠で囲っ
ているところは全て農業用施設ということで、農地転用
の許可が下りるといふふうな形で考えられるという
ことでございます。

今回の件につきましては、下のケースが一番近いケ
ースでございます。観光農園があつて、先ほど申し上げ
ましたように、観光農園の駐車場という、観光農園
と駐車場だけというのが基本的には一時転用という
のが原則となっておりますが、この絵のように観光農
園と直売所と駐車場と、この三者が一緒にやるような
場合、直売所の駐車場というのがこの農業用施設利用
者のため必要不可欠なものであるという解釈で、こち
らの直売所の駐車場につきましては、永久転用が可能
というものと解釈されておるようでございます。

今回の農地転用につきまして、議案第2号の案件に
つきましては、一時転用の農産物直売所というふうにな
っております。農産物直売所であれば、今の説明で
申し上げましたとおり、永久転用ができるんですけども、
こちら申請人の希望されておる所が農産物直売
所という建物を建てて、駐車場も合わせて整備したい
というふうにご考慮されておられるところでございます。

(事務局)

今回、この冬のイチゴ狩りのシーズンに間に合わせるためには、建物の許可が今現在、すぐに下りないというような状況でございまして、建物なしの直売所、具体的にはハウスの中で直売をして、その直売の駐車場というのを合わせて整備するものだということございまして。こちらの案件につきましては、一時転用でございまして、使用期間は2月から7月の間のみの直売所及び駐車場の整備ということになっております。また今後、建物の許可が下りる見込みができ次第、永久転用の手続きを進められるというふうに聞いておるところでございまして。

簡単ではございますが、このような形で説明をさせていただきます。審議のほうを会長よろしくお願いたします。

(会長)

はい、今事務局から詳細な説明がございました。それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願いたします。

(●●委員)

議案第2号受付番号1の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われまます。

(会長)

議案第2号受付番号1の説明と報告が終わりました。この件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

はい、●●委員。

(●●委員)

今、事務局のほうからの追加説明で、一時転用で再度その建物の許可が得られる見込みがあれば、もう一度許可申請を出されるような事になるんでしょうか。その辺どうなんでしょう。

(事務局)

今回、今の段階ではですね、建物の許可見込みがないということで一時転用の申請を出されておるわけなんですけれども、今、●●委員がおっしゃいますとおり、建物の許可がとれるという見込みが出てきましたら、永久転用に切り替えていくんやというふうに申請者はおっしゃっていました。

(会長)

●●委員。

(●●委員)

結局その場合どういう、切り替えされる時はどういう対応に、委員会としてなるんでしょうか。

(事務局)

この案件につきましては、その申請、永久転用の申請がないかぎり、この7月31日で農地に復元しないといけないというのが、これはもう原則でございます。あくまでも農地に復元した上で、8月なり9月なりに申請されるのであれば、その段階でまた、審査し直し、そこで許可が下りてからまた、駐車場に造成なりをしていくということでございます。京都府に確認はさせてもらったんですが、この7月31日までに永久転用の申請が出た場合につきましては、農地に復元するまでは必要ないということをお伺いはしております。

(会長)

●●委員、よろしいですか。

(●●委員)

ちょっと、今の。ごめんなさい、なんべんもひっこく。ということは、7月の一時転用期間までに対応が決まればそれでもう、農地に戻さなくて、別途転用許可を出す、申請を出されるということですか。

(事務局)

すみません、先ほど細かく言えてないんですが、7月31日までに永久転用の許可が下りなければ、農地に復元しないといけないというかたちでございます。

(●●委員)

これは余談なんですけれども、私も今、●●●●を持たせてもらっている関係で、土地改良区なんですけれども、土地改良区受益地なんで、もうすでに転用決済金を納めてもらってるわけですよ。ということは、一時転用で農地に戻されたら、土地改良区としては、決済金を返金せざるをえんというかたちで、その辺の、これは委員外の、委員、事務局とはちょっと別の問題だとは思いますが、その辺の対応がちょっと困ったなあという気はしとるんです。

(事務局)

こちらのほうは、調整区域で建物を建てるという関係で、開発審査会のほうが早くても5月にしか開催されないということらしくてですね、早ければ5月くらいに農地転用の許可が下りる見込みというふうにお伺いしておるところでございます。確かに、●●委員のおっしゃるとおりですね、一時転用ですので、基本的には農地に戻さないといけないということでございますので、もし万が一永久転用ができないということであれば、もしかしたら賦課金の返還といたしますか、決済金の返還というのが必要になってくるかもしれないんですが、それは●●●●さんのほうでご検討いただかなきゃあないかなと思います。

(●●委員)

結構です。はい、すみません。

(会長)

●●委員、よろしいですか。その他、何かご意見ございますか。

はい、●●●●委員。

(●●●●委員)

今の●●委員さんの質問とほとんど変わらないんですけども、今話聞いてたら、直売所を造るという前提の上の話で、ただ、それが開発審査会か何かが開かれないので、とりあえずはこの観光農園の所で、仮、一時使用というかたちでこの申請を出されて来られた

(●●●●委員)

というふうに捉まえられるんやけども、それ途中で7月の期日までに直売所のやつが、永久使用ゆうのか、それができるとなったらこれがまた、移行になるんやね。一時使用のやつが無くなって永久使用っていうかたちになるというような説明を受けたんやけども。結果的にこれどういうふうに我々は審議をすればええのか。永久使用になるっていう見込みでやってんのか、それとも一時使用で7月までにこれ出えへんねんやったらこれ全部畑に、田んぼ地に戻すっていうこともふまえて、前提を、ここにも書いてあるようにそうしないかんねんけども。現場見てたらバラス敷いて、なかなかと田んぼ地とか畑地には戻しにくいような状況やねんけども。その辺はどのように事務局は考えておられるのか、ちょっと教えてください。

(事務局)

今回の案件につきましては、あくまでも一時転用ということをご審議いただきたくて、あくまでも7月31日に農地に復元するという前提で、ご審議をいただきたいと思っております。こちらの申請につきましては、先ほどお話がありましたようなバラスが実際、当初から敷かれておるような状況でございますけれども、申請人からは天地返しをして、農地として利用できる状況にするんやということで、そのような計画であったり見積り、資金計画等を申請の段階では出していただいておりますので、今回の案件につきましては永久転用を前提に審議いただくのではなくて、一時使用の審議をしていただきたいと思っております。

(会長)

●●●●委員、よろしいですか。

(●●●●委員)

確認だけです、はい。

(会長)

その他、何かございますか。よろしゅうございます

(会長)

か。それでは、その他特にご意見ご質問もないよう
でございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号1に
許可相当とすることに賛成の委員さんの挙手をお願
いいたします。

全員挙手。よって、許可相当として京都府のほうに
進達をいたします。

続きまして議案第3号農地法第5条第1項の規定
による許可申請に対する意見についてを議題といた
します。

受付番号1について、事務局より説明願います。

(事務局)

議案第3号受付番号1につきましては議案書3ペ
ージをご覧ください。内容につきましては記載のとおり
でございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写
真3ページをご覧ください。

こちらにつきましても、農地法第5条第1項の規定
による許可申請書に係る意見書のほうもご覧になり、
審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろし
くお願いをいたします。

(●●委員)

議案第3号受付番号1の案件につきまして、現地調
査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思わ
れます。

(会長)

ただ今、議案第3号受付番号1の説明と報告が終わ
りました。この件についてご意見ご質問はございま
せんか。

(会長)

はい、●●委員。

(●●委員)

どっちがいいのか、ちょっと私自体も疑問なんですけれども、あくまでこれ、賃貸借での転用という場合、所有権移転が絡まないんですけれども、普通4条の許可申請を得られて、後に賃貸借を結ばれるというケースとどちらを選択されるかはこの所有者の方のあれだとは思いますが、その辺、農業委員会として一環した指導等があるかどうか、ちょっと確認をお願いします。

(事務局)

こちら、事務局のほうで整理させていただいている考え方といたしまして、4条の場合につきましてはその地主さんが土地の整備費を全て持つと、造成等を地主さんがする場合は4条と。5条につきましては、借り受けたり買わはった方が造成なり整備費を持つという場合を5条許可というふうにさせていただいております。今回の議案第3号の案件につきましては、この●●●●●●●●●●さんのほうが造成費を持たれるということでございますので5条許可というふうな整理にさせていただいております。

(会長)

●●委員、よろしいですか。

(●●委員)

資金的とかそういうイメージやね、わかりました。

(会長)

その他、ご意見等ございませんか。よろしいですか。その他特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号1に許可相当とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可相当として京都府のほうに進達をいたします。

- (会長) 続きまして議案第4号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、納税猶予の入口を議題といたします。
受付番号1について、事務局より説明願います。
- (事務局) 議案第4号受付番号1につきましては議案書4ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。
所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真4ページをご覧ください。
会長よろしく願います。
- (会長) それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしく願います。
- (●●●委員) 議案第4号受付番号1の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。
本件の該当地につきましては、特に問題ないものと思われまます。
- (会長) ただ今、議案第4号受付番号1の説明と報告が終わりました。この件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

納税猶予の入口の部分でございます。よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。
それでは採決に入ります。議案第4号受付番号1について、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の該当地が農業相続人により適正に管理されており適格者と判断することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。
全員挙手。よって、適正に管理されており適格者であることを証明をいたします。

(会長)

続きまして議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、利用権設定を議題いたします。

受付番号7について、事務局より説明願います。

(事務局)

議案第5号受付番号7につきましては議案書5ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真5ページをご覧ください。

利用権の設定につきましては、本日1件でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項、黄色の用紙の内容により審議をお願いいたします。

会長よろしく願います。

(会長)

それでは、現地調査の報告を調査委員、よろしく願います。

(●●委員)

議案第5号受付番号7の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

ただ今、議案第5号受付番号7の説明と報告が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。

利用権の設定、よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第5号受付番号7について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

(会長)

これで、議案の審議のほうは終わりたいと思います。これより報告に入ります。

まず、報告第1号農業用施設、農地法施行規則第29条第1号の建築届出、農業用施設につきまして、事務局より報告を願います。

(事務局)

報告第1号受付番号1につきましては議案書6ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真6ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

報告第1号受付番号1の報告がございました。この件について、何かご意見ご質問はございませんか。農小屋の建築です。よろしいですか。

特にご意見ご質問もないようですので続きまして、報告第2号農地の使用貸借解約通知書について、使用貸借の合意解約、受付番号2について、事務局より報告願います。

(事務局)

報告第2号受付番号2につきましては議案書7ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。こちら、下の米印にございます日に、農地の解約をされておるところでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真7ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

報告第2号受付番号2の報告がありました。この件について、何かご意見ご質問ございませんか。

(会長)

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようですので、本日予定をいたしておりました審議と報告は全て終わります。

午後1時58分 終了